

尾花沢市オンライン化促進支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業・小規模事業者等が在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

中小企業・小規模事業者等が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業

2 補助対象者

市内に事業所や店舗を有する中小企業・小規模事業者等で、在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組むもの

※ 本事業における中小企業・小規模事業者等とは、各業種において中小企業基本法で定める「中小企業者」、「小規模事業者」とします。

※ 個人事業主も対象となりますが、性風俗産業、宗教法人、政治団体は対象外です。

※ 同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象事業となりません。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 2/3
- (2) 補助上限額 : 100万円 ※補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。
- (3) 補助対象経費 : 「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費(税抜き)

○補助対象とする経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円未満)	VPNルーター、サーバおよびNAS、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモートWOL装置等
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(業務ソフトウェアに限る)等
③委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)等
④賃借料 (事業期間分に限る)	上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料等
⑤使用料 (事業期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料等

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

※ 不明な点は事前にお問い合わせください。

4 補助事業実施期間

- (1) 補助事業実施期間
令和2年4月7日（火）から令和3年2月12日（金）まで

5 申請手続

- (1) 申請受付・問合せ先
尾花沢市商工観光課 商工労政係 TEL：0237-22-1111[内線 254]
- (2) 申請方法
郵送での申請をお願いします。
【送付先】999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号 尾花沢市商工観光課あて
- (3) 申請期限
令和3年1月29日（金）＜上記送付先必着＞
- (4) 提出書類【1部】
- ① 申請（事業着手前の手続き ※4/7以降、すでに実施した事業は終了後でも可）
 - ア 補助金交付申請書（様式1）
 - イ テレワーク環境整備計画書（様式2）
 - ウ 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（見積書等）
 - エ 申請に係る確認書（誓約と同意事項）
 - ② 実績報告（交付決定（市）⇒事業完了後の手続き）
 - ア 実績報告書（様式3）
 - イ 補助対象事業に係る費用や事業実施内容がわかる資料の写し（契約書、納品書、領収書、写真等）
 - ウ 請求書、補助金を振り込む通帳の写し（カタカナ名義と口座番号が記載されたページ）

6 審査方法・結果の通知

- (1) 補助対象事業の決定方法
補助対象事業は、十分な審査を行ったうえで、補助金の交付を決定します。
- (2) 結果の通知
認定結果は補助金交付決定通知書により通知します。

7 その他

- (1) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存してください。